

経済産業記者会 同日発表

令和6年10月17日

「いずみガラス」が伝統的工芸品に指定されました

本日、経済産業省は、伝統的工芸品産業の振興に関する法律（以下「伝産法」）に定める伝統的工芸品として、大阪府和泉市の「いずみガラス」を新たに指定しました。

大阪府では9品目となります（近畿では48品目）。

※新潟県の「佐渡無名(むみょう)異焼(いやき)」も同日付で指定されました。

1. いずみガラスについて

「いずみガラス」とは、19世紀後半に技術が伝来し、20世紀初頭に技法が確立したガラス製品製造技術です。軟質ガラスが素材のため融点が低く、灯油ランプによるランプワークでの製造が特徴で、温度の調整幅が広いことから豊富なカラーバリエーションを実現することができます。ガラスを巻き取って成形するため、職人の技術が問われます。



2. 「伝産法」及び伝統的工芸品の指定について

「伝産法」とは、伝統的工芸品産業の振興により、国民生活に豊かさと潤いを与えとともに、伝統的技術・技法の伝承や地域の経済発展・雇用の創出に寄与することを目的とした法律です。同法律に基づいて指定※する伝統的工芸品は、同法律に基づく各種振興施策の対象となります。

※5つの要件（(1)日用品であること、(2)手工業的であること、(3)伝統的な（100年以上）技術・技法であること、(4)伝統的に使用された原材料であること、(5)一定の地域で産地形成がなされていること）を満たすことが必要です。

(本発表資料のお問い合わせ先)

近畿経済産業局 産業部 製造産業課長 濱崎

担当者: 廣戸、奥

電話: 06-6966-6022(直通)

FAX : 06-6966-6082

